

# みよし市保育 ICT システム導入運用業務仕様書

## 1. 業務の概要

### (1)業務名

みよし市保育 ICT システム導入運用業務

### (2)契約期間

導入期間 契約締結日から令和4年7月31日まで

運用期間 令和4年8月1日から令和9年7月31日まで

※新型コロナウイルス感染症や半導体供給不足等による事情により、別途調達を行うシステム端末機等の納期が遅れる場合は、運用開始日を変更する可能性がある。

### (3)履行場所

	園名	所在地
1	みどり保育園	三好丘桜四丁目11-1
2	打越保育園	打越町畦違311
3	城山保育園	福谷町市場61-2
4	明和保育園	明知町細口浦41
5	すみれ保育園	三好町八和田108
6	わかば保育園	三好町大坪54

### (4)業務内容

ア システム導入業務(システム納品・初期設定支援など)

イ システム運用業務

## 2. システム導入の目的

保育業務支援システム導入により、保護者・保育士の保育園の利便性を向上させ、またシステムを利用した登降園時等の非接触化の推進等により、保育園利用における新型コロナウイルス感染予防対策を行うため、本市に最も適した保育業務支援システムを導入することを目的として、公募型プロポーザルにより事業者選定する。

## 3. 導入対象園 6施設 ※令和4年1月1日時点データ

	園名	定員数(名)	在籍園児数(名)	クラス数
1	みどり保育園	180名	164名	9クラス
2	打越保育園	160名	125名	9クラス

3	城山保育園	100名	85名	6クラス
4	明和保育園	120名	105名	6クラス
5	すみれ保育園	100名	93名	6クラス
6	わかば保育園	170名	142名	9クラス

#### 4. システムの内容

##### (1) システム要件

- ア 他市町村の公立保育所に対して、20自治体以上へのシステム導入実績があること。
- イ 他市町村の公立保育所において2022年1月1日現在も20自治体以上で利用されていること。
- ウ 現在までに100施設以上での導入・運用実績があるシステムであること。
- エ 定期的にバージョンアップ(機能拡張)を図るASPサービスの形態であること。
- オ データは利用者端末側に保持せず、クラウド側にて保持すること。
- カ サーバーは国内に所在し、国内法が適用されること。
- キ システムの利用にあたっては特定ソフトウェアを利用せず、Webブラウザ経由で利用可能であること。
- ク 当システム専用の保護者向けスマートフォンアプリケーションまたはウェブサイトを提供すること。

##### (2) ネットワーク

- ア 保護者が利用する機能は、インターネットから利用できること。
- イ クラス利用タブレットは災害時等に備え、園外へ持ち出しても保育システムに接続可能なインターネット接続用SIMカードを別途本市にて用意する。接続に必要な初期設定作業についても本業務に含めること。

##### (3) 機能要件及び帳票要件

- ア 別紙「要件定義書」の機能を提供できること。
- イ 帳票については契約後、市役所子育て支援課と打合せを実施し、帳票(日誌、指導計画、月週案等10帳票以内)の電子化を実現すること。

##### (4) セキュリティ

- ア 公的機関から認証を受けたセキュリティマネジメントシステムに基づく管理がなされていること。本システムを管理するデータセンターは、JDCC(日本データセンター協会)のデータセンターファシリティスタンダードTier3相当以上のサービスを満たすこと。
- イ システムを提供するメーカーは、ISO/IEC27001(情報セキュリティマネジメントシステム)またはプライバシーマーク相当の認証を取得していること。
- ウ 情報セキュリティについて専門的に調査・対応を行うCSIRTを設置すること。
- エ SSL/TLSにより暗号化を施した状態で通信すること。

オ 受託者は、サイバー攻撃、改ざん防止対策、セキュリティホール対策を適切に講じなければならない。

カ システム接続は、IP フィルタリング機能等により、IP アドレスの範囲ごとにアクセス制限機能を有すること。なお、設定する IP アドレス範囲については本市から指示する。

#### (5)その他

ア ユーザ ID 及びパスワードによりシステム認証管理ができること。また、職員ごとに詳細な権限の設定が可能で、権限に合わせて画面やメニューの表示、データの取扱いが制御されること。

イ 特定の権限を有する市役所子育て支援課専用アカウントを利用し、園をまたいだ統合的な管理ができること。

ウ 導入後に接続端末数、園児数、職員数の増減があった場合でも、追加費用が発生しないこと。

エ ASP サービスとして一般的に行われるシステム機能の強化(追加・修正等)については、追加の費用なく提供すること。

オ 卒園後6年間は在籍時の台帳データを保存できること。

### 5. 機器类等

システム接続用の機器は、本市で別途調達する PC 及びタブレット端末の利用を想定すること。調達予定の機器は以下のとおりとする(参考1・2を参照)。また、これらの機器の初期設定作業を本業務に含めること。

#### <参考1>利用者端末 納品予定端末台数

	園名	受付用端末	職員用端末
1	みどり保育園	2台	9台
2	打越保育園	2台	9台
3	城山保育園	2台	6台
4	明和保育園	2台	6台
5	すみれ保育園	2台	6台
6	わかば保育園	2台	9台
7	みよし市役所		2台
	計	12台	47台

※受付用端末についてはカードリーダーのみで運用できる等、不要な場合は本業務の関連項目の必要台数から減らして計上すること。

#### <参考2>利用者端末 納品予定端末機器一覧

機器名	規格	必要台数
iPad	第9世代、64GB、セルラーモデル ※電源アダプタ等購入時付属品含む	59台

システムの利用にあたって必要な機器等は、全て見積に含めること。必要と想定している機器等については、下記「調達対象機器 一覧」のとおりである。なお、付属品については同程度以上の規格であれば変更可能とする。

< 調達対象機器 一覧 >

	調達範囲	規格	必要台数
1	キーボード付きタブレットカバー	iPad10.2 インチ用	47 個
2	登降園打刻用リーダー	各システムの推奨機器を選定すること。	12セット
3	液晶保護フィルム	iPad10.2 インチ用	59枚
4	USB アダプタ	Lightning-USB3 カメラアダプタ	12個
5	iPad スタンド	登降園管理端末用スタンド	12個

※4, 5の機器については、登降園管理用端末を想定している。システム運用に必要なが無い場合は計上しないことができる。その他購入が必要な機器等があれば、受託事業者の負担で用意すること。

(1)キーボード付きタブレットカバー

以下の要件を満たす機器を調達すること。

- ア 利便性向上のため、上記台数を調達に含めること。またキーボードはメーカー純正品とし、タブレット PC と一体型で使用できること。

(2)登降園打刻用リーダー

以下の要件を満たす機器を調達すること。

- ア IC カード又は QR コードを認識させることで、登降園を記録できること。  
 なお、IC カード及び QR コードの認識については、別途リーダー機器を使用することで対応可とするが、その費用は本業務に含めること。
- イ IC カードを用いた登降園管理を行う場合、利用者用 IC カードは受託事業者にて用意し、その費用は本業務に含めること。また、調達する IC カードは初期不良及び予備等を考慮し、上記3「導入対象園」で示す定員分の枚数と、各園20枚ずつの予備を用意すること。
- ウ タッチパネル機能を有し、保護者が端末を操作することにより、IC カード又は QR コードを経由せずとも、登降園を記録できること。

(3)液晶保護フィルム

以下の要件を満たす機器を調達すること。

- ア 本市が別途調達する利用者端末との互換性を有するものを台数分調達すること。

またその作業費用は本業務に含めること。

#### (4)USB アダプタ

以下の要件を満たす機器を調達すること。

- ア 受付用端末は必ず給電状態で使用すること。打刻用リーダーを接続時に、給電口の不足等で電源アダプタへの接続が難しい場合は、別途アダプタを用意し、その費用は本業務に含めること。

#### (5)iPad スタンド

以下の要件を満たす機器を調達すること。

- ア 受付用端末は保護者の視認性を高めるため、自立可能であること。また、自立できない場合は、別途補助用のスタンドを用意し、その費用は本業務に含めること。

### 6. 導入作業

#### (1)キッティング

発注者と作業内容を協議のうえシステム運用に必要な設定作業を行うこととする。キッティング内容は以下記載したものとする。

- ア 入出荷作業・配送(市が調達した端末を、事業者側で指定する作業場所に移送し、作業終了後、市役所子育て支援課に納品すること。配送費用が必要となる場合は事業者が負担すること。)
- イ 物理作業(SIM カード装着)(電源起動確認)
- ウ 設定準備作業(アクティベーション(初期設定を含む))(初期起動処理)
- エ 設定完了作業(作業利用時のデータ群削除)
- オ 管理ラベル貼付(本体)(化粧箱)
- カ 【MDM】デバイス登録、構成プロファイル・アプリ端末側適用確認、構成プロファイル配信代行
- キ AppleID 代行取得(iCloud メール)
- ク AppleID サインイン(AppleID 要)
- ケ iOS バージョンアップ
- コ 初期パスコード設定(個別)
- サ システム運用に必要なアプリケーションのインストールと設定  
※初期設定完了後、各端末の設定内容及び設定値を発注者に提供すること。
- シ システム導入にあたっては、データの作成・移行作業は、本市または事業者が行うものとし、システムに移行するデータの種類等は、提案の範囲とする。また、システムのセツトアップ方法についてはマニュアルを作成し、電子データ一式で納品すること。

- ス システムへの一括取り込みは、Excel または CSV 形式のデータに対応すること。
- セ システム接続にあたっての回線整備、利用者端末の調達は本業務に含まないものとする。

## (2)操作マニュアル

- ア 運用1ヶ月前までにシステムの操作マニュアルを作成し、提出すること。
- イ 操作マニュアルは、できるだけ専門用語を使わず、ICT 知識の乏しい者にも理解しやすい記述とし、実際の画面キャプチャー等を用いて分かりやすい説明とすること。
- ウ 操作マニュアルは、電子データ一式を納品すること。
- エ 機能の修正などがあった場合には、該当部分を更新した操作マニュアルを速やかに作成し、提供すること。
- オ 操作マニュアルはキーワード検索に対応すること。

## (3)研修

- ア 本市と受託業者にて協議のうえ、2回程度の研修を実施すること。また、内容及びスケジュールを作成すること。
- イ 遠隔研修の場合、研修会を行うための実機やネットワークの準備を含めた環境整備及び現地での対応要員は受託業者にて準備すること。
- ウ 研修時に質疑のあった内容を記録し、回答を付して本市に提出すること。

## (4)導入フォロー

- ア 導入前において、利用開始に向けた作業内容の進捗や不明点の確認、園からの問い合わせのフォロー等の導入サポートを行うこと。
- イ 導入後も、進捗確認や進捗状況に応じたフォロー等を行うこと。
- ウ 導入作業が停滞している園に関しては、サポートデスクからチェックし、利用開始に向けた作業内容の進捗や不明点の確認、フォローなど導入サポートを行うこと。
- エ 導入担当者は10以上の地方公共団体への保育 ICT システム導入プロジェクト経験を有すること。

## (5)運用保守

### ア 運用時間

通年 24 時間とする。ただし、システム保守等のため運用停止期間が必要となる場合には、事前に本市に申し入れすること。

### イ ヘルプデスク

- (a) 保育園及び市役所子育て支援課からの問い合わせに対応する事業者向けヘルプデスクを設置すること。

- (b)事業者向けヘルプデスクは、固定電話及び携帯電話からの問い合わせを可能とし、オペレーターが対応すること。また電子メールによる問い合わせにも対応すること。
- (c)電子メール等による問い合わせは、24 時間受付すること。
- (d)保護者からの問い合わせに対応する保護者向けヘルプデスクを2か月設置すること。

#### ウ 障害対応

- (a)障害発生時の連絡体制及び対応フォロー等をあらかじめ定めること。
- (b)障害が発生した場合には、速やかに本市に報告し、早期復旧を図ること。
- (c)管理するデータが消失することないように、バックアップデータを1日1回以上保存し、世代管理を行うこと。必要であればバックアップデータからの復旧作業を行うこと。

#### エ システム保守

- (a)標準機能に影響のあるシステムのバージョンアップ(機能改善等)がある場合には、事前に通知したうえで行うこと。
- (b)国の関係法令等に従いシステムのメンテナンスを行うこと。
- (c)バージョンアップに伴いセットアップ手順及び操作マニュアルに修正が生じた場合は、該当部分を速やかに修正し、提供すること。

#### オ アクセス監視

アクセスログを保存し、不正アクセスが発生した場合には速やかに本市に報告し、必要があればアクセスログを開示すること。

### (6)留意事項

- ア 本仕様書は、主要事項を記述したものであり、明記されていない事項についても、本業務の目的を達成するために当然備える事項については、完備しているものとする。
- イ 受託者は、本仕様書及び提供された情報等について、他社への情報漏えい等が起こることのないよう、必要な措置を講ずること。
- ウ 受託者は、本市が提供する資料等については、許可なく複写及び第三者への提供はしないこと。
- エ 受託者は、本契約が終了した時には、サーバー内に保存されている本市に係るデータを完全に消去すること。
- オ 受託者は、本市の情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- カ 受託者は、本市の個人情報保護条例の趣旨を理解し、個人情報保護に努めること。
- キ 仕様書に記載のない事項また疑義が生じたときは、本市と協議のうえ、決定するものとする。